

在学生・保護者の皆さま

鈴鹿工業高等専門学校

教務主事 田添 丈博 学生主事 大貫 洋介

[公印省略]

修学における支援に関するお知らせ

鈴鹿工業高等専門学校では、障害を理由とした差別の解消の推進に関する法律（略称法令名「障害者差別解消法」）の規定に基づき、障害をはじめとした支援ニーズのある学生に対し、学ぶ機会を保障するための合理的配慮を含む適切な支援が行われるように、一部を制度化しています。

つきましては、在学生の皆様に対して、学修（高等教育機関である高専では「学修」を用います）を進めるにあたり、合理的配慮等の支援の明確化を希望する方は、学生支援係を通じて申請を行ってください。なお、支援の申請が無かったとしても、支援の申請が無い事を理由にこれまで行ってきた支援を取りやめることはありません。

○修学上の支援（合理的配慮など）の進め方

本校では学生の修学上のさまざまな支援ニーズに対して、障害者差別解消法に基づき合理的配慮を含む適切な支援が行われるよう取り組んでいます。

高等専門学校は、大学と同じ高等教育機関に分類されます。

高等教育機関では、必要な単位数や成績評価基準があらかじめ示されており、合理的配慮によってこれらが変更されることはありませんが、修学の機会が保証できるよう努めています。

高等教育機関で、障害を理由とした合理的配慮の提供を希望するとき、

- ① あなたが、合理的配慮を受けたいという希望の表明
- ② 障害に関する何らかの資料（②は用意することができない内容であれば、無しでも構いません）

が必要となります。希望の表明と、根拠となる資料をもとに、可能な限り障壁を取り除くよう努め、修学の機会を保障できるよう検討、サポートしていきます。

申請は随時受け付けていきます。

在学生の支援は以下のような流れで決定していきます。

1. 事前面談を申し込みください。申込先は、学生支援係です。良く分からなかったら身近な先生に相談してみてください。
2. 本校から、事前面談の日時をお伝えします。
3. 面談を実施します。必要書類をご用意いただき、本校までお越しください。
本校の面談体制は、担任、学生支援室担当者などにより実施する予定です。
4. 面談を受けて、本校にて合理的配慮の検討を行います。
5. 検討の結果、承認された配慮について合意形成を行います（文書を作成します）
6. 合意した内容に基づき、合理的配慮の提供がなされます。
7. 必要に応じ、配慮の内容について確認するため、面談を実施します。